

「高次脳機能障害者支援法」の施行に向けた自治体説明会

2026年2月3日 オンライン開催

社会・援護局
障害保健福祉部
精神・障害保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「高次脳機能障害者支援法」の施行に向けた自治体説明会 議事次第

開催日時：2026年2月3日（火）14:00～15:00（WEB開催）

1 開会挨拶（3分）

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室長

2 資料説明（30分）

- ・高次脳機能障害者支援法の概要

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課長補佐

- ・予算事業に関して
- ・施行にあたっての留意点

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室長補佐

3 質疑応答（15分）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 高次脳機能障害者支援法の概要
- 予算事業に関して
- 施行にあたっての留意点

高次脳機能障害者支援法の概要（令和7年法律第96号、令和7年12月24日公布）

趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

基本理念

- （1）自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- （2）社会的障壁の除去に資すること。
- （3）個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- （4）居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。

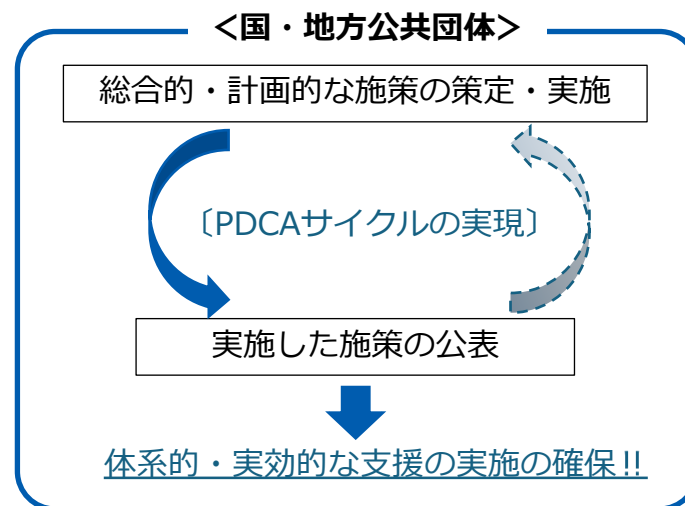
具体的施策

（1）高次脳機能障害者及び家族等への支援策

- ・ 地域での生活支援
- ・ 教育的支援
- ・ 就労の支援
- ・ 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
- ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

（2）その他の支援策

- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ 専門人材の確保
- ・ 調査研究等

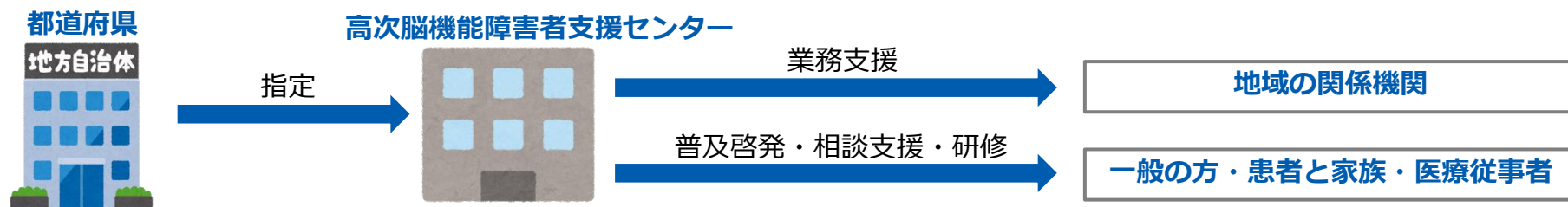


高次脳機能障害者支援法の概要

地域支援体制

(1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。



(2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

(3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。



※ 令和8年4月1日から施行

※ 施行後3年を目途に見直しを検討⁴

高次脳機能障害者支援法施行令（案）の概要

1 高次脳機能障害者支援法における高次脳機能障害の定義

（定義）

第2条 この法律において「高次脳機能障害」とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう。

➡ 障害の態様は類似しているが、現在高次脳機能障害と診断されていない先天性疾病による認知機能の障害、周産期における脳の損傷による認知機能の障害、発達障害、認知症を除く。

2 高次脳機能障害者支援法において、都道府県が処理することとされている事務のうち指定都市に権限移譲するもの

（大都市の特例）

第31条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

➡ 以下の事務について、都道府県の権限を指定都市に移譲する。

- ・ 高次脳機能障害者支援センターの設置等（法第19条～第23条）
- ・ 専門的な医療機関の確保（法第24条）
- ・ 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置（法第25条）

3 施行日

令和8年4月1日

- 高次脳機能障害者支援法の概要
- 予算事業に関して
- 施行にあたっての留意点

高次脳機能障害者の支援施策の推進

国、地方公共団体で連携して支援体制を構築し、高次脳機能障害者に対する総合的な支援を行う。

国

厚生労働省 / 高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）

【施策の検討】

・全体のとりまとめ

【普及啓発・情報発信】

・普及啓発活動
・情報収集、発信、支援センターへの情報還元

【人材育成】

・研修の実施、全国会議の開催

等

普及啓発
情報発信等

都道府県、指定都市

助言、情報還元、人材育成

相談、事例収集

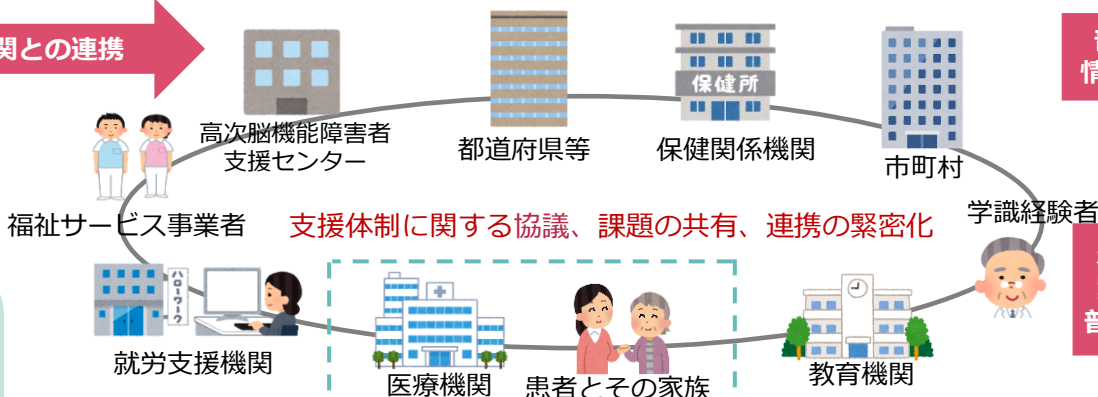
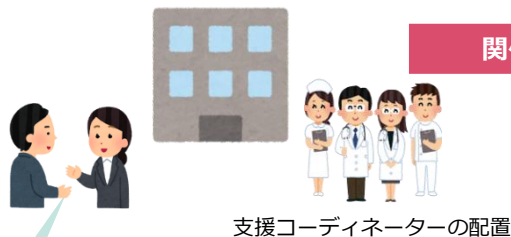
高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県等が指定または自ら実施

高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

地域の実情に応じた体制整備の協議

関係機関との連携



普及啓発
情報発信等

相談支援
家族支援
普及啓発等

【相談支援】

当事者・家族等への相談支援

【普及啓発】

地域住民や医療、保健、福祉等業務従事者等に対する普及・啓発

【人材育成】

支援関係者等への研修の実施

【支援体制整備】

関係機関との連絡調整等

等

医療機関の確保、家族等支援体制の構築促進

【専門的な医療機関の確保】

地域における医療機関及び医療従事者等を対象とした研修等の実施

【当事者・家族等への支援強化】

互いに支え合う取組を実施するための支援

等

国民

高次脳機能障害者及び家族

高次脳機能障害者支援関係予算（令和8年度当初予算案）

※括弧書きの金額は前年度予算額

国立障害者リハビリテーションセンター実施分

○高次脳機能障害者支援事業（国リハ実施分）

12百万円（11百万円）

都道府県職員や高次脳機能障害者支援センターの支援コーディネーターを対象とした全国会議の開催、研修事業を含む普及啓発活動等を引き続き実施するとともに、平成23年10月より、同センター内に「高次脳機能障害情報・支援センター」を設置し、高次脳機能障害者に関する様々な情報や最新の高次脳機能障害者支援情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族及び支援関係者等に役立つ情報をホームページで発信する体制を整備する等、情報提供機能の強化を図る。

都道府県・指定都市実施分（地域生活支援事業費補助金）

○高次脳機能障害者支援事業（都道府県・指定都市実施分）

地域生活支援事業の内数

＜地域生活支援事業（都道府県必須事業）＞

都道府県等において、高次脳機能障害者支援センターを設置し、高次脳機能障害者に関する様々な問題について高次脳機能障害者及びその家族、関係施設や関係機関等の職員等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、高次脳機能障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

○高次脳機能障害者支援体制構築促進事業

1.3億円（1.3億円）

＜地域生活支援促進事業（都道府県任意事業）＞

高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関を確保するため、地域の医療機関及び医療従事者等へ必要な知識を習得するための研修等の実施や医療機関同士の連携を図るための意見交換の場の提供を行うとともに、高次脳機能障害者及びその家族、その他の関係者への情報提供や交流の場の提供等の活動支援を促進し、高次脳機能障害者等に対する支援体制の充実を図ることを目的とする。

高次脳機能障害者支援事業 全体概要（案）

（旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

目的・実施主体

◆目的：高次脳機能障害者支援法（令和7年法律第96号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する高次脳機能障害者に関する様々な問題について、高次脳機能障害者及びその家族、関係機関の職員等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関間の連携強化等により、高次脳機能障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

◆実施主体：都道府県、指定都市（※市町村（1のみ）及び団体等への委託も可能）

主な事業内容（案）

新 1 高次脳機能障害者支援センターの設置（法第19条関係）
※都道府県等が指定または自らが業務を行う。

（センターの業務）

①相談支援及び情報提供等（法第19条1項1号関係）【関連：法第11条、14条、16条、17条、28条2項】

②専門的な支援等（法第19条1項2号、4号関係）【関連：法第11条】

③研修の実施等（法第19条1項3号関係）【関連：法第28条2項、29条】

④普及・啓発及び全国会議への参加等（法第19条1項5号関係）【関連：法第18条、26条、27条】

新 2 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催（法第25条関係）【関連：法第18条】

3 広域自治体間連携 【関連：法第18条】

新 4 実施状況の把握及び評価（法第10条2項関係）

5 事業の周知

詳細は次スライド

高次脳機能障害者支援事業 実施要綱（案）概要（1／3） （旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

1 高次脳機能障害者支援センター

（1）高次脳機能障害者支援センターの設置

- ・（2）に定める業務を適正に行うことができると認めた者をセンターに指定し、又は自ら実施できる。

※高次脳機能障害に対して知見を有する機関（リハビリテーションセンター、医療機関等）を選定。

※複数箇所設置することや、都道府県と指定都市で同一の機関を指定することも可能。

（2）センターの業務

① 相談支援及び情報提供等

- ・支援コーディネーターの配置。
- ・高次脳機能障害者やその家族その他の関係者への相談支援。適切な指導・助言・情報提供。
- ・高次脳機能障害者に対する支援を行う民間団体に対する必要な情報提供等。

② 専門的な支援等

- ・相談支援、診断・評価、適切なリハビリテーション及び福祉サービス等の提供及び情報提供などの高次脳機能障害者の特性に対応した支援。
- ・医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体等との連絡・調整。

③ 研修の実施

- ・医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員、当事者及びその家族等に対する、支援手法等に関する研修。

高次脳機能障害者支援事業 実施要綱（案）概要（2／3） （旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

1 高次脳機能障害者支援センター（続き）

④ 普及・啓発等

- ・ 地域住民や医療、保健、福祉等の業務に従事する者に対する普及・啓発活動。
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンターが主催する全国会議への参加。

2 高次脳機能障害者支援地域協議会

地域における高次脳機能障害者への支援体制を整備するための高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

（1）協議会の構成

- ・ 高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者
- ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関・民間団体、これに従事する者

（2）協議内容

- ・ 地域における高次脳機能障害者に対する支援体制の整備状況や課題についての情報共有。
- ・ センターの活動状況等に関する検証。
- ・ 関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備についての協議。

高次脳機能障害者支援事業 実施要綱（案）概要（3 / 3） （旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

3 広域自治体間連携

高次脳機能障害に関する支援手法等の向上を図るため、

- ・ 他の都道府県等と事業の実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行うための会議の開催。
- ・ 他の都道府県等が開催する会議への参加。

4 実施状況の把握及び評価

- ・ センターにおける業務の実施状況等の把握及びセンターの業務内容の定期的な評価。
- ・ 高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施状況の把握・評価。
- ・ 実施状況及び評価結果の公表。

5 事業の周知

- ・ 事業の目的や利用方法等の積極的な広報活動

（※）上記事業については、以下事業にて国庫補助予定（事業名の変更はあるが、位置づけは変更なし）。

地域生活支援事業 — 都道府県必須事業 — 専門性の高い相談支援事業

令和8年度予算案：445億円の内数（令和7年度予算額：442億円の内数）

高次脳機能障害者支援体制構築促進事業 全体概要（案）

（旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

目的・実施主体

◆目的：高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関（以下「専門的な医療機関」という。）を確保するため、地域の医療機関及び医療従事者等へ必要な知識を習得するための研修等の実施や医療機関同士の連携を図るための意見交換の場の提供を行うとともに、高次脳機能障害者及びその家族、その他の関係者への情報提供や交流の場の提供等の活動支援を促進し、高次脳機能障害者等に対する支援体制の充実を図ることを目的とする。

◆実施主体：都道府県、指定都市（※市町村（2のみ）及び団体等への委託が可能）

主な事業内容（案）

- 1 専門的な医療機関の確保（[法第24条1項](#)、[24条2項関係](#)）
 - （1）地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場の提供。
 - （2）地域の医療機関及び医療従事者等を対象とした、高次脳機能障害支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等の実施。
- 2 高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援（[法第16条関係](#)）
 - （1）お互いに支え合うための取組が行えるよう必要な知識の習得を目的とした説明会や研修等の実施。
 - （2）自らの経験を生かした相談活動や関係者同士が支え合う取組が行えるような交流の場の提供。
 - （3）地域の専門的な医療機関や支援機関に関する情報収集及び紹介。

詳細は次スライド

高次脳機能障害者支援体制構築促進事業 実施要綱（案）概要

（旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

1 専門的な医療機関の確保

- （１）・地域における医療機関及び医療従事者等との連携。
 - ・地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等の提供。
- （２）・地域における医療機関及び医療従事者等を対象とした必要な知識を習得するための研修等の実施。

2 高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援

- （１）高次脳機能障害者及びその家族等に対するお互いに支え合う取組を行うために必要な知識の習得を目的とした説明会や研修等の実施。
- （２）高次脳機能障害者及びその家族等が、自らの経験を活かした相談活動や関係者同士が支え合う取組が行えるような交流の場の提供等。
- （３）・地域の専門的な医療機関や支援機関に関する情報収集。
 - ・支援を希望する高次脳機能障害者とその家族に対する情報提供。

（※）上記事業については、地域生活支援促進事業にて国庫補助予定（事業名の変更はあるが、位置づけは変更なし）。
令和８年度予算案：１．３億円（令和７年度予算額：１．３億円）

※促進事業について、積極的なご活用をご検討いただけますようお願いいたします。

- 高次脳機能障害者支援法の概要
- 予算事業に関して
- 施行にあたっての留意点

施行にあたっての留意点

自治体の皆様にご対応をお願いしたいこと

○ 高次脳機能障害者支援センターの設置について

すべての都道府県及び指定都市において、令和8年度中の可能な限り早期に、高次脳機能障害者支援センター（以下「センター」という。）を設置いただくよう、指定に向けた準備等を進めていただくようお願いいたします。
また、既存の支援拠点機関をセンターとする場合にあっては、既存の支援拠点機関や自治体のホームページ等における名称変更（支援拠点機関⇒センター）もあわせて行うようお願いいたします。

○ 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置について

既存の会議体を活用・見直しするなどして令和8年度中の可能な限り早期に設置いただくようお願いいたします。

○ 実施状況の国への報告と公表への対応（法第10条第1項及び2項関係）等について

各都道府県及びセンター等での事業実施状況については、当省へ実績を報告していただくことを想定しております。

また、高次脳機能障害者支援法において、地方公共団体は、高次脳機能障害者に対する支援の状況や講じた施策の実施状況を随時公表するよう努めるものとされております。年度内を目途にお示しする予定の公表フォーマットも適宜ご活用の上、対応いただくようお願いいたします。なお、公表内容については、当省へもご報告いただくようお願いいたします（都道府県においては、管内市町村分についてとりまとめの上、ご報告をお願いする予定です）。

○ 地域生活支援促進事業の積極的な活用について

高次脳機能障害者支援法を踏まえ、従前の取組や支援事業の内容に加え実施いただきたい内容に見直しております。ぜひ積極的なご活用をお願いいたします。

以下、参考資料

高次脳機能障害者支援法成立までの経緯

高次脳機能障害者支援に関する事業の経緯

- 平成13年度～：高次脳機能障害支援モデル事業
- 平成18年度～：高次脳機能障害支援普及事業（障害者自立支援法）
- 平成23年度：国立障害者リハビリテーションセンター内に「高次脳機能障害情報・支援センター」設立
- 平成25年度～：高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（障害者総合支援法）
- 令和5年度～：高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業 開始

議員立法の経緯

年月	主な経緯
2025.4	超党派「高次脳機能障害者の支援に関する議員連盟」設立
2025.5	「高次脳機能障害者の支援に関する立法措置骨子」とりまとめ
2025.12	「高次脳機能障害者支援法案」 国会提出
2025.12	「高次脳機能障害者支援法案」の国会審議 可決 成立
2025.12	「高次脳機能障害者支援法」の公布（令和7年法律第96号）
2026.4	「高次脳機能障害者支援法」の施行

高次脳機能障害者支援関係事業の変更点について

条文番号	内容	旧事業 ①高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（都道府県実施分） ②高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（国リハ実施分） ③高次脳機能障害者及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業	新事業 ①'高次脳機能障害者支援事業（都道府県実施分） ②'高次脳機能障害者支援事業（国リハ実施分） ③'高次脳機能障害者支援体制構築促進事業
11条	生活支援	①第3の2【普及・啓発事業】 ②第3の1(1)【総合的なリハビリ】	<関連> ①'第3の1(2)①【相談支援・情報提供等】、②【専門的な支援】 ②'第3の2【情報収集及び発信】
12条	教育的支援	－	－
13条	就労支援	－	－
14条	権利擁護	①第3の2【普及・啓発事業】	<関連> ①'第3の1(2)①【相談支援・情報提供等】
15条	司法手続き	－	－
16条	家族支援	①第3の1【相談支援事業等】、3【研修事業】 ②第3の1(2)【情報提供】 ③第3(2)【情報提供】	<関連> ①'第3の1(2)①【相談支援・情報提供等】 ②'第3の2【情報収集及び発信】 ③'第3の(2)【家族等支援】
17条 (19条)	相談支援	①第3の1【相談支援事業等】 ②第3の1(4)【技術指導・助言】	<関連> ①'第3の1(2)①【相談支援・情報提供等】 ②'第3の4【関係機関等との連携】
18条 (19条)	情報共有	①第3の2【普及・啓発事業】、3【研修事業】 ②第3の1(2)【情報提供】	<関連> ①'第3の1(2)④【普及啓発等】、2【地域協議会】、3【広域自治体間連携】 ②'第3の4【関係機関等との連携】、5【全国連絡会】、6【CN会議】
19条	支援センター	①第3【支援拠点機関】	①'第3の1(1)、(2)【センターの設置、業務】
24条	医療機関確保等	①第3の2【普及・啓発事業】、4【全国協議会】、5【広域自治体連携】 ②第3の1(2)【情報提供】 ③第3(2)【ネットワーク構築】	②'第3の2【情報収集及び発信】 ③'第3の(1)【専門的な医療機関の確保】
25条	地域協議会	①第3の1【相談事業】、2【普及・啓発事業】 ③第3(1)【ネットワーク協議会】	<関連> ①'第3の2【地域協議会】
26条 27条	普及啓発	①第3の2【普及・啓発事業】 ②第3の1(3)【普及啓発】	<関連> ①'第3の1(2)④【普及啓発等】 ②'第3の1【普及啓発】、2【情報収集及び発信】3【人材育成】
28条	団体支援	①第3の2【普及・啓発事業】、3【研修事業】、4、5【全国協議会、広域自治体連携】 ②第3の1(2)【情報提供】	<関連> ①'第3の1(2)①【相談支援・情報提供等】、③【研修】 ②'第3の2【情報収集及び発信】、4【関係機関等との連携】
29条	人材確保	①第3の3【研修事業】 ②第3の3【CN会議】	<関連> ①'第3の1(2)③【研修】 ②'第3の3【人材育成】、6【CN会議】
30条	調査研究	－	－

※上記は、高次脳機能障害者支援事業の事業内容と法との対応を整理したものである。

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業及び 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

国立障害者リハビリテーションセンター実施分と都道府県実施分

令和7年度予算額（令和6年度予算額）

○国立障害者リハビリテーションセンター実施分

11百万円（11百万円）

都道府県職員や地方支援拠点機関の支援コーディネーターを対象とした全国会議の開催、研修事業を含む普及啓発活動等を引き続き実施するとともに、平成23年10月より、**同センター内に「高次脳機能障害情報・支援センター」を設置し**、高次脳機能障害者に関する様々な情報や最新の高次脳機能障害者支援情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族及び支援関係者等に役立つ情報をホームページで発信する体制を整備する等、情報提供機能の強化を図る。

○都道府県実施分

令和7年度予算額（令和6年度予算額）

・地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業）

442億円（441億円）の内数

都道府県地域生活支援事業（必須事業）

ア. **支援拠点機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）**に相談支援コーディネーター（社会福祉士、保健師、作業療法士等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）を配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う。

イ. 自治体職員、福祉事業者等を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、また、地域における高次脳機能障害支援の普及を図る。

・高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業 （地域生活支援促進事業）

1.3億円

高次脳機能障害の当事者やその家族等の支援に資する**関係機関の確保・明確化と地域支援ネットワークの構築により支援体制の充実**を図る。